

届書コード	処理区分コード		届書
8 5 0	302:新船保 502:新・旧法短期	002:その他の制度 402:共済	

遺族年金失権届 正

① 年金証書の基礎年金番号 および年金コード	基 礎 年 金 番 号										年 金 コ ー ド		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	4	5
② 生 年 月 日	明 大 昭 平 1・3・5・7							年	月		日		送信
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 失権の事由に該当した年月日	昭 和 平 成							年	月		日		送信
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
④ 失権の事由	07	<p>ア 婚姻（事実上の関係を含む）した。</p> <p>イ 直系血族または直系姻族以外の者の養子（事実上の関係を含む）となった。</p> <p>ウ 離縁</p> <p>エ 受給権者の障害の程度がよくなった。</p> <p>オ 18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した子・孫の障害の程度がよくなった。 （昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上）</p> <p>カ 受給権を取得した当時、55歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。</p> <p>キ 受給権を取得した当時、60歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。</p> <p>ク 受給権を取得した当時60歳未満であった兄弟姉妹（18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した者に限る。）の障害の程度がよくなった。 （昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上）</p>											
	09 <small>(昭和52)</small> 10 50 52	<p>ケ 被保険者または被保険者であった者の死亡当時、胎児であった子が生まれた。</p> <p>コ 先順位の受給権者の所在が明らかとなった。</p> <p>サ 遺児年金の受給権者が父または母と生計同一となった。</p> <p>シ 老齢基礎年金の受給権が発生したことにより寡婦年金が受けられなくなった。</p>											
⑤ 氏 名	(フリガナ) ネ キン						(フリガナ) ハ ナ コ						
	(氏) 年 金						(氏) 花 子						
⑥ 郵便番号	1	6	8	8	5	0	5						
⑦ 住 所	※住所コード			(フリガナ) スギタ				(フリガナ) 9カドシ					送信
				杉並 市 区 西 町 村				高井戸西3-5-24					

平成 00 年 00 月 00 日 提出

自宅の電話番号 (00) - (0000) - (0000)